

広告募集案内【先着順】
(イベント等協賛募集仕様書)

「はじめよう！横浜でエシカル消費プレゼントキャンペーン」に景品を提供していただける事業者を以下のとおり募集します。

■対象事業

| 名 称 | はじめよう！横浜でエシカル消費プレゼントキャンペーン |
|----------|--|
| 事業概要 | <p>X (旧 Twitter) 上で実施する、横浜市民に「環境にやさしい商品」をプレゼントするキャンペーンです。</p> <p>※エシカル消費は、地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のことですが、本キャンペーンでは特に環境への配慮に注目してエシカル消費を推奨するものです。</p> <p>■主なターゲット 20代前半の男女</p> <p>※上記をメインターゲットとしてキャンペーンを企画していますが、横浜市民であれば誰でも応募可能かつ当選の可能性があります。</p> <p>■応募方法</p> <p>①X (旧 Twitter) アカウント「YOKOHAMA GO GREEN (@yokohama_kankyo)」をフォロー</p> <p>②指定のハッシュタグをつけて引用リポスト</p> <p>※応募者多数の場合は、抽選により当選者を決定します。</p> <p>■事業背景・趣旨</p> <p>横浜市では、自然との共生や持続可能な社会の実現に向けて、環境にやさしいライフスタイルの浸透を目指し取組を進めています。</p> <p>環境行動には様々ありますが、ごみの分別や節電・節水といった行動と比べ、「エシカル消費（環境や社会にやさしい商品を選んで購入する）」という、より自発的な行動については、実践している市民が少ない傾向にあり、日々の消費行動から環境配慮につながるエシカル消費を一層推進していく必要があります。</p> <p>■事業の目的</p> <p>本キャンペーンを通じて、次のことを目指します。</p> <p>①エシカル消費の理解</p> <p>②身近にある「環境にやさしい商品」の認知</p> <p>③エシカル消費の実践</p> |
| キャンペーン期間 | 令和6年12月26日(木)～令和7年1月24日(金) |

| | | | | | | | | | |
|------------------|--|-------------|-----|--------------------|-----|------|-----|------------------|--------|
| 令和5年度 実施実績 | <p>■前回（令和5年度）実施の詳細はウェブページをご覧ください。 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/katudo/campaign/2023.html</p> <p>□キャンペーン期間：令和5年12月12日（火）～令和6年1月19日（金） □当選者数：105名</p> | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <tr> <td>応募者数（リポスト数）</td> <td>435</td> </tr> <tr> <td>インプレッション数（投稿を見た回数）</td> <td>127</td> </tr> <tr> <td>いいね数</td> <td>549</td> </tr> <tr> <td>リンク（詳細ページ）のクリック数</td> <td>69,023</td> </tr> </table> | 応募者数（リポスト数） | 435 | インプレッション数（投稿を見た回数） | 127 | いいね数 | 549 | リンク（詳細ページ）のクリック数 | 69,023 |
| | 応募者数（リポスト数） | 435 | | | | | | | |
| | インプレッション数（投稿を見た回数） | 127 | | | | | | | |
| | いいね数 | 549 | | | | | | | |
| リンク（詳細ページ）のクリック数 | 69,023 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

■横浜市がご協力いただきたいこと

| 項目 | 内容 |
|--------------------------|--|
| 物品提供 （プレゼントキャンペーンの景品） | <p>キャンペーン応募者にプレゼントする製品をご提供ください。 本キャンペーンの趣旨をご理解いただき、本市と一緒にエシカル消費を推進していくことにご賛同いただける事業者様からの提供を希望します。</p> <p>【提供製品の条件】</p> <p>①製品を1種類提供していただける場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FSC®認証、MSC認証、レインフォレスト・アライアンス認証、RSPO認証、国際フェアトレード認証のうちのいずれかのラベルがついている製品の現品 ・または、上記認証製品を含む製品を購入する際に使用できる商品券 <p>②製品を2種類以上提供していただける場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1種類目は<製品を1種類提供していただける場合>の条件に合致していること ・2種類目以降は、「環境にやさしい商品」であれば可。ただし、製品の環境配慮情報を自社ウェブページ等で公開し、その情報を誰でも容易に確認できる製品であること （想定される製品例） <ul style="list-style-type: none"> ・製造過程で環境配慮を行っている製品 ・リサイクルプラ、バイオマスプラで製造されている製品 ・横浜市内産農産物を使用した地産地消に資する食品等 <p>①②共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自社で製造又は販売している製品であること ・景品としての使用に制約がない製品であること ・常温での保存、発送ができる製品であること（チルド製品、冷凍食品などは不可） ・衣類の場合はワンサイズであること（複数のサイズがあるものは不可） ・食品の場合、当選者への発送時点（令和7年3月を予定）で賞味期限が1 |

| | |
|--|---|
| | <p>か月以上あること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 名様あたりの荷姿の 3 辺の合計が 100cm 以下であること <p>【提供数・金額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最大 10 名様分まで ・ 1 名様あたり 1,000 円～15,000 円相当の製品 (複数の製品を組み合わせるとしても可) <p>【製品提供時期等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 横浜市の委託業者による賞品発送を予定しています。令和 7 年 2 月頃に横浜市の指定する場所（関東圏）にお送りください。 ・ 貴社製品当選者に、パンフレット類を 1 部送付可能です。希望する場合、製品とともに指定場所にお送りください。1 部あたり A4 サイズ 20 ページを上限とします。また、個人情報の収集はできませんので、「ご留意いただきたい点」④をご確認ください。 ・ 製品提供の際の送料は、ご負担をお願いします。 ・ 当選者用の発送資材の同封は不要です。 |
|--|---|

■横浜市からご提供できるスポンサーメリット

| | 項目 | 内容 |
|---|-----------|--|
| 1 | キャンペーン画像 | 企業名及び提供製品を掲載した画像を作成し、各種広報に活用します。 |
| 2 | 記者発表 | 記者発表資料に企業名及び提供製品を掲載します。 |
| 3 | 横浜市ウェブページ | <p>キャンペーンの詳細ページに企業名及び提供製品を掲載します。また、企業ウェブページへのリンク設定と提供製品の環境配慮情報を記載します。</p> <p>(参考)</p> <p>https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/katudo/campaign/2023.html</p> |
| 4 | X 広告 | X 広告の掲載を予定しています。 |
| 5 | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ キャンペーンを実施する X (旧 Twitter) アカウントのフォロワー数は約 8,500 人です。 ・ 広報媒体として、昨年度は横浜市の広報紙や LINE アカウント、市役所内のデジタルサイネージ等を活用しました。今年度も各媒体への掲載を調整中です。 |

■ご留意いただきたい点

- ①本キャンペーンに対する広告協賛については、本市が広告を請け負う請負契約に該当します。
- ②横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準その他の広告関連規程を遵守してください。
- ③ご提供いただく製品の大きさの上限は、原則として100サイズ（3辺の合計が100cm以内に収まるもの）で配送できるものとし、特殊な取り扱いや100サイズを超えるもの、重さが10kgを超えるものについてはご相談ください。
- ④ご提供いただく製品やパンフレット類に、個人情報収集するアンケートはがき等は同封しないでください。また、製品に個人情報の記載を伴うアンケートに誘導するような記載がある場合も個人情報の収集と見なします。
- ⑤広告物及び横浜市ウェブページにご提供いただく製品の画像や企業のロゴマークを掲載しますので、契約後に画像データをお送りいただきます。
- ⑥当選者への発送は令和7年3月頃を予定しています。
- ⑦上記①～⑥を踏まえ、申込内容をお受けできない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

■申込み

| | |
|---------|--|
| 申込条件 | 協賛企業自らのお申込みに限らせていただきます。 |
| 申込方法 | 申込書（別紙）をEメールで下記申込先へ送付してください。 |
| 事業者選定方法 | 上記「横浜市がご協力いただきたいこと」「ご留意いただきたい点」に記載していることに合致しているかを踏まえ、キャンペーンと整合性があると認められるものを選定します。上限を120名様分程度として募集を締め切ります。 |
| 募集開始日 | 令和6年10月30日（水） |
| 申込期間 | 令和6年10月30日（水）～令和6年11月20日（水） |
| 申込先 | （担当課名）横浜市みどり環境局環境活動事業課 （所在地）〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 （TEL/FAX）TEL 045-671-2484/FAX 045-550-4554 （Eメール）mk-kyoiku@city.yokohama.lg.jp |

■申込み後の流れ

- 1 【お申込みから14日以内】横浜市から選定（または不選定）通知をお送りします。
- 2 選定通知受領後、承諾書（選定通知に同封）に記名押印及び収入印紙貼付後、横浜市みどり環境局環境活動事業課までご返送ください。なお、この承諾書は広告請負に関する契約書の代わりとなり、印紙税法に基づく課税文書となります。
- 3 【契約直後】広告物及び横浜市ウェブページにご提供いただく製品の画像や企業のロゴマークを掲載しますので、契約後に画像データをお送りください。
- 4 【令和7年2月頃】提供製品を納品してください。
- 5 【令和7年3月】横浜市の委託業者による賞品発送を予定しています。

■対象事業の過去の様子

昨年度キャンペーンの広告物デザイン

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

ハマる！エシカル！

エシカル消費って？

環境や社会にやさしい商品を選んで買うこと！

買い物で、社会に貢献できるの？

それってちょっと、あたらしいかも！

もしかして、いつも買っているあの商品も、エシカル？

しかも今ならプレゼントキャンペーン中！

横浜市にお住まいの方限定

はじめよう！
横浜でエシカル消費
プレゼントキャンペーン

応募期間 2023/12/12～2024/1/19

抽選で**105**名様に環境にやさしい商品プレゼント！

製品画像

フォロー&引用リポストで応募完了！

キャンペーン応募の流れ

Follow / X (旧 Twitter) で「横浜 GO GREEN」 (@yokohama_green) をフォロー

指定のハッシュタグをつけて引用リポスト

DM 当選者にはDMでお知らせ

詳しくはウェブページをご覧ください

横浜でエシカル消費

携帯電話のご利用マナーにご確認ください

横浜市環境創造局

企業ロゴマーク

広告掲載申込書（イベント協賛等：先着順）

横浜市長

以下のとおり申し込みます。

| | | | |
|------------------|--|----------------------------|-----------|
| 申 込 者 | 所在地 | 〒 - | |
| | ふりがな 名称 | | |
| | 代表者職名・氏名 | | |
| | 担当者 | 部署名 | |
| | | ふりがな 氏名 | |
| | 連絡先 | TEL/FAX | TEL / FAX |
| | | Eメール | |
| 業種・事業内容 | | | |
| ホームページ URL | | | |
| 申 込 内 容 | 募集対象事業名称 | はじめよう！横浜でエシカル消費プレゼントキャンペーン | |
| | 協賛内容 (物品の提供) | 製品名 | |
| | | 物品の相当額と提供数 | |
| | | 製品に関する認証ラベル 当てはまるものすべてに○ | |
| その他製品情報 | <p>この欄は、2種類以上の製品を提供していただける場合で、上記認証ラベル製品でないものを含む場合にご記入ください。</p> <p>①製品特長（環境にやさしい点）</p> <p>②横浜市民が製品の環境配慮情報を知りたいときに、アクセスできる情報公開先（ウェブページ URL などをご記入ください）</p> | | |

| | |
|----------|---|
| 注意 事項 | <p>本キャンペーンを通じた個人情報の収集はできません。（提供商品に個人情報を収集するアンケートはがき等は同封できません。）</p> |
| 誓約 事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・横浜市 of 広告関連規程を遵守します。 ・横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。 ・横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うこと、また、当該調査により滞納を確認した場合には、滞納者の氏名等を公表する可能性があることに同意します。 ・申込者が広告代理店である場合、広告主に対して横浜市が定める広告料を超える金額で販売しません。 ・誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。 |

※ ご記入いただいた E メールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。（ 希望する ・ 希望しない ・ 登録済 ）